

# No.149

(平成26年9月30日発行)  
(2014年)

ひょうご発

生活情報レポート

# Aらしい、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、くらしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、くらしのエースを目指そうという意味が含まれています。

## 目次

### CONTENTS

#### 特集

1~4

ここに注意！住宅リフォーム

#### テスト&リサーチ

5・6

クリーニング利用時の注意！

#### 相談窓口案内

6



## ここに注意！住宅リフォーム

(公財)兵庫県住宅建築総合センター ひょうご住まいサポートセンター

住宅のリフォーム工事をめぐるトラブルが増えています。リフォームを進めるに当たって注意すべき点を工事の大まかな流れに沿って説明します。

### 1. リフォームの基本的な分類

リフォームと言っても目的・工事規模・内容は様々です。目的等によって大まかに右表のように分類されます。

《表：リフォームの基本的な分類》

| 目的等 |              | 工事内容の具体例                              |
|-----|--------------|---------------------------------------|
| ア   | 修繕<br>メンテナンス | 雨漏り補修、外壁塗装、<br>屋根葺き替え・塗装など            |
| イ   | 性能向上<br>設備更新 | 耐震補強、バリアフリー化、省エネ化、<br>浴室・トイレ・キッチン改修など |
| ウ   | 模様替え<br>増改築  | 内装模様替え、ライフスタイルに<br>合わせた間仕切り変更・増築など    |

## 2. 工事候補業者の選定 ―信頼できる業者を選ぶ―

リフォームでよくあるトラブルの一つに「訪問業者に工事をしてもらったが、不具合があるのに直しに来てくれない」といったものがあります。

リフォーム工事を請け負う業者は実に様々です。500万円未満の工事であれば建設業許可がなくても請け負えますし、技術力がなくても口先の営業だけで工事を請け負うレベルの低い業者もいます。単に、工事費が安いからといった気軽な気持ちで頼むことは避けましょう。

リフォーム業者の選定は、既知の信頼できる業者がいる場合は別として、一般的には複数の業者から見積もりを取ること(相見積もり)から始まります。業者にとって見積書を作成することは営業活動の一環ですから、通常は無料で行ってくれます。相見積もりであることを業者に伝えましょう。相見積もりを取ることによって、工事の仕方や金額を比較することができ、工事に関する情報も参考になります。

見積もりを依頼する候補の業者を選ぶ際も、「同種の工事実績があるか、建築士等の資格者がいるか、遠方の業者ではないか」などを考慮しましょう。

兵庫県ではリフォームトラブルを防止する観点から「住宅改修業者登録制度」を設け、一定の条件を満たすリフォーム業者を登録し、業者情報を公開しています(インターネットで検索可能)。参考にしてください。

なお、工事業者を選ぶ前にまず建築士に設計を依頼したほうが良い場合(表(P1))のイ、ウなどもあります。

例えば、耐震補強工事では耐震診断にもとづく耐震設計が必要ですし、間仕切り変更などの大掛かりなリフォームでは建物の構造的なチェックも必要です。これらは、一定の資格がないと設計できない場合もあります。建築士にまず設計を依頼すべきでしょう。工事業者に所属する建築士もいるので確認しましょう。

《図1：見積書の例》

書式第1-1 住宅リフォーム工事 作成日 平成〇〇年 8 月 30 日

1 御見積書

家田 建一 様

請負者名 ○×〇工務店株式会社  
代表者 ○△△  
住所 □□市〇〇区××町△△△△ 印

\*設計料を必要とする場合は、工事項目に明記します

| 工事項目         | 摘要(仕様)                       | 単位・数量・時間等 | 金額        |
|--------------|------------------------------|-----------|-----------|
| 1. 大工・大工工事   |                              |           | 508,800   |
| ・ 仮設工事       | 養生費                          | 17.0㎡     | 700       |
| ・            | 内部簡易足場材                      | 17.0㎡     | 100       |
| ・            | 清掃片分敷(7-ツツ代)                 | 17.0㎡     | 900       |
| ・ 内装工事       |                              |           |           |
| ・ 床フローリング    | (材料: 〇〇〇〇〇〇)<br>(仕様: 〇〇〇〇〇〇) | 17.0㎡     | 7,800     |
| ・ 同土貼手間      | (材料: 〇〇〇〇〇〇)<br>(仕様: 〇〇〇〇〇〇) | 17.0㎡     | 4,500     |
| ・ 天井ビニールクロス  | (材料: 〇〇〇〇〇〇)<br>(仕様: 〇〇〇〇〇〇) | 17.0㎡     | 1,800     |
| ・ 同上下地調整費    | (材料: 〇〇〇〇〇〇)<br>(仕様: 〇〇〇〇〇〇) | 17.0㎡     | 2,600     |
| ・ 壁ビニールクロス   | (材料: 〇〇〇〇〇〇)<br>(仕様: 〇〇〇〇〇〇) | 40.0㎡     | 1,800     |
| ・ 同上下地調整費    | (材料: 〇〇〇〇〇〇)<br>(仕様: 〇〇〇〇〇〇) | 40.0㎡     | 2,300     |
| ・ 塗装工事       | 水廻り塗装                        | 一 式       | 25,000    |
| ・ 電気工事       | 2(1+2)の(2)・(3)・(4)取替         | 一 式       | 7,000     |
| 2. キッチン工事    | (別紙内訳)                       |           | 928,200   |
| 3. 塗装費       |                              |           | 150,000   |
| 4. 解体・廃棄物処理費 | ダンプ(トキワ)既存取去                 | 一 式       | 140,000   |
| 工事総額(税抜き)    |                              |           | 1,727,000 |
| 税引に係る消費税等    |                              |           | 86,350    |
| 合 計(税込)      |                              |           | 1,813,350 |

■ 別紙添付: 見積内容を確認するため、打ち合わせシートは必ず添付します。

6 本見積書の有効期限は、平成〇〇年9月29日までとさせていただきます。

※ この書様は大切に保管してください。 100801 版

(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター HP より  
(注) 単価・消費税率等は現行と異なります。

## 相見積もりの際に注意すること

- ・ 業者に相見積もりであることを事前に伝え、見積もり費用が無料であることを確認しておく。
- ・ 見積書を比較しやすいよう、製品・材料等は同じ条件で見積もり依頼する。
- ・ 見積もり金額の比較だけで業者を決めない。
- ・ 「〇〇邸△△工事一式××万円」といった大雑把な見積書を提出する業者は要注意。

材料名・製品番号、数量、単価等が詳しく記載してある見積書が必要。

- ・ 見積書の内容をよくチェックし、不明な点は遠慮なく業者に確認する。また、必要に応じ補足事項も記入してもらう。

## 3. 工事契約の際の注意点 ―ここが一番大事!―

工事を依頼する業者が決まれば工事請負契約書を交わすことになります。リフォームにおいて最も重要な段階です。例えば、工事費が数十万円程度の軽微なリフォームなどの場合、往々にして契約書を交わさない業者がいます。あるいは、契約書作成を後回しにして工事に着手する業者もいます。これらは全てトラブルの元となります。

工事完了後、不具合について業者が対応してくれない、工事費の支払いを巡って業者の言い分が違ふなど

よくあるトラブルについて、契約内容を確認するには、まず少なくとも契約書がなければ業者との交渉の糸口がないことになります。業者が契約書を作成しなければ、作成するよう要求しましょう。「工事にはしばしば不具合が発生し得る」という認識を持っていれば、契約書の重要性も理解できるでしょう。

### ①見積書等の内容を再確認

工事内容が事前の打ち合わせ段階から変更されている場合もよくあります。施主と業者相互の勝手な思い込みで工事が進み、後でトラブルになるといったことを防ぐため、契約の際は、改めて依頼する工事内容を

見積書等で詳しくチェックし、不明な点は遠慮なく業者に確認しましょう。必要に応じ見積書を加筆・修正してもらっておく必要があります。

②保証書の有無、保証内容の確認

外壁・屋根塗装等の工事には保証書が発行される場合もあります(義務付けではありません)。しかし、保証書が発行されるに越したことはありませんが、業者がPRする「〇年保証」というたい文句は一概には通用しません。外壁や屋根の元の下地自体に問題があれば、雨漏りが発生してもこの保証の対象にはなりません。

保証書が発行される場合でも、どのような場合にどの程度の保証が行われるのか、免責事項など保証内容をよく確認しておく必要があります。

③契約書等の内容もよく確認

契約書には、工事金額はもちろん工期、支払い条件等が記載されています。また、契約書に付随する契約約款にも付帯条件が記載されています。トラブル防止のため、施主としても面倒がらずにきちんと内容を確認しておきましょう。また、工事の仕様書や工程表等も併せてもらっておきましょう。

なお、訪問業者と契約した場合は基本的にクーリング・オフが適用されます。仮に、工事着手後であっても契約時から8日以内であれば契約の解除が可能です。

《図2：工事契約書の例》

書式1-1

平成 年 月 日

住宅リフォーム工事  
請負契約書

日経建設新聞  
建設部 住宅リフォーム部  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
日経建設新聞ビル5F  
TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1112

工事名称 \_\_\_\_\_  
工事場所 \_\_\_\_\_  
工期 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日まで

注文者名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

請負者名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

担当名 \_\_\_\_\_

1. 請負金額  
金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)

2. 工事内訳

| 工事項目         | 摘要 (仕様) | (単価・数量・時間 等) | 小計 |
|--------------|---------|--------------|----|
| 1.           |         |              |    |
| 2.           |         |              |    |
| 3.           |         |              |    |
| 4.           |         |              |    |
| 5. 解体・廃棄物処理費 |         |              |    |
| 工事価格 (税抜き)   |         |              |    |
| 取引に係る消費税等    |         |              |    |
| 合 計 (税込)     |         |              |    |

■重要事項：工事開始前、工事完了後、工事完了後1週間以内には、お客さまのものを撤去させていただきます。また、本工事は住宅の構造部分の改修工事であり、工事内容が変更となる場合があります。変更内容が工事内容に大きく影響する場合は、工事内容が変更となる場合があります。この旨を事前に御通知いたします。

○ 住宅リフォーム工事打ち合わせシート ○ 住宅リフォーム工事請負契約約款 ○ 保証書 ○ 仕上がり表  
・ 仕様書 (1. ) (2. )  
・ その他 (1. ) (2. )

3. 支払方法 前払金 ( ) 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)  
部分払 ( ) 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)  
竣工払 (工事完了確認後 日以内) 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)  
\_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)

※この契約の概として本書を2冊作成し、当事者が署名または署名押印の上、各1冊を保管する。  
※ この書類は大切に保管してください。

1402 版

(一社) 住宅リフォーム推進協議会 HP より

工事契約等に必要な書類及びチェックポイント

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| ア. 契 約 書 | 工事金額、工期、支払い条件等 (契約約款に詳細な契約条件を記載) |
| イ. 見 積 書 | 工事内容、材料・品番、単価、数量等                |
| ウ. 図 面   | 完成後の状態、材料・製品の取り付け位置等             |
| エ. 仕 様 書 | 材料・製品の種類・品番、施工方法、取り付け方法等         |
| オ. 工 程 表 | 全体工期、工事種別ごとの手順・作業時期等             |
| カ. 保 証 書 | 保証期間、保証内容、免責事項等                  |
| キ. 工事写真  | 必要に応じ、箇所ごとに工事中・完成後の写真            |

※ ウ、エ、カ、キについては、  
工事によって必要とされない場合もあります。

4. 工事中の注意点 —業者任せにしない—

工事契約が済めば後は業者に任せておけばよい、と考えがちですが、工事に関心を持って業者と話し合うこともトラブル防止のためには大事なことです。

①工事の進行状況等をチェック

業者からもらった工程表等を参考に、予定通り工事が進んでいるか機会を見て確認しておきましょう。現場に作業員が来ず工程が遅れている、材料等が散乱している、降雨等に対する養生が出来ていない等、気になる点は現場責任者に指摘し説明を求めるようにします。仮に、業者の責任で工事の完了が遅れた場合は、通常の契約では業者側に遅延金の支払い義務が発生します。

②業者とのコミュニケーションを大切に

工事中の業者との必要な打ち合わせはもちろんです

が、気になる点を質問したりすることによって業者との間に誤解が生じることを防げます。想定した工事内容と異なる場合、すべて業者の責任ではなく、施主側の勝手な思い込みという場合もあるからです。

業者とのコミュニケーションを高めることによって、無用のトラブルを防ぐとともに、より良い工事が行われることになるのです。

③工事の出来具合を随時チェック

工事の出来具合についての指摘は、工事が全て完了してからでは手遅れになる場合もあり、トラブルになりがちです。工事中の現場を直接確認し、気になる箇所、不具合等については早めに業者に伝えるようにしましょう。この際、現場作業員に伝えるのではなく、できるだけ契約業者の現場責任者に伝えましょう。

現場確認はできれば責任者と一緒に行った方がよいでしょう。

#### ④内容変更等の打ち合わせは必ず記録を残す

リフォームは実際に工事を行ってみないと分からない部分もあり、往々にして変更の必要も生じます。変更に関して業者と打ち合わせたつもりが、完了後になって思っていた内容と違うなどのトラブルがあります。工事内容を変更する際は、事前に変更部分に関する見積書をもらい、変更内容や工事費の増減等の確認をしておきましょう。また、業者との打ち合わせの際の記録も必ず残しておきましょう。

### 5. 工事完了後の注意点—不具合はないか?—

#### ①工事完了時の点検と手直し工事

できるだけ現場責任者と一緒に工事箇所を入念にチェックしましょう。直接点検しにくい箇所(屋根・床下等)は業者に写真等で報告してもらいます。

不具合等、気付いた点はその場で現場責任者に指摘し、手直し事項として書面に整理の上、手直し期限を明記してもらいましょう。

通常、工事費の何割かは完了時の支払いとして保留されていますが、手直しの完了を全て確認してから最終の支払いを行うようにしましょう。

#### ②工事関係書類(契約書・見積書等)の保管

工事後のトラブルや次回のリフォームに備えて、工事関係書類や業者との打ち合わせ記録は大切に保管しておきましょう。(3.「工事契約等に必要な書類」(p3)参照)

大掛かりなリフォームを行った場合、関係図面が保管してあれば、次回リフォームを行う際も参考となります。

#### ③工事完了後発生した(気付いた)不具合

例えば、外壁の塗り替えをしたが3年程度で塗装が剥げてきた、といった工事完了後に発生するトラブルもよくあります。業者が責任を認め手直ししてくれればよいですが、不具合の原因が必ずしも明確でない場合もあり、業者との交渉が難しくなる恐れもあります。

工事の際にもらった見積書や仕様書等のとおり工事が行われているかの再確認や材料メーカーへの確認などが必要な場合もあります。

このような技術的なトラブルについては、第三者の立場の専門家(建築士等)に調査を依頼するのも有効な方法です。

### 6. その他

#### ①工事費の全額前払いはダメ

工事費の支払いは契約書に取り決めて行います。工事の規模・金額によって支払い方法は多少異なりますが、

基本的には前払い、中間払い、完成時払いと工事の進捗状況に応じて支払います。

少なくとも、工事費全額を前払いで要求するような業者は避けましょう。

#### ②打ち合わせはすべて記録に

リフォーム工事では「言った言わない」の業者とのトラブルが往々に発生します。工事契約前(見積もり段階)から工事完了後まで、工事業者や設計士等との打ち合わせはすべて記録を残しておきましょう。本来は業者側が作成し施主に確認を求めるべきものですが、後々のトラブルを防ぐため、必要に応じて施主側でもメモ・写真等で記録しておきましょう。

### リフォームの参考となる制度

#### ①消費者を守ってくれる主な制度

- ア 「契約したがりやめたい」  
⇒ クーリング・オフ制度(訪問販売による契約で8日間以内の取り消し可能)
- イ 「工事を保証してほしい」  
⇒ リフォーム瑕疵保険制度
- ウ 「工事内容を第三者に検査してほしい」  
⇒ 建築士等に住宅インスペクション(診断)依頼

#### ②補助・支援

公的機関の補助・支援の対象となる場合がある主なリフォーム工事の内容です。

- ア 補助・融資等
  - ・耐震化工事(簡易耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事)
  - ・バリアフリー化工事
  - ・太陽光発電設備設置工事
  - ・県産木材利用特別融資
  - ・木材利用ポイント
  - ・リフォーム減税
- イ 専門家派遣によるアドバイス  
(ひょうご住まいサポートセンターで実施)
  - ・耐震化、バリアフリー化
  - ・リノベーション(間仕切り変更等)
  - ・リフォームトラブル

#### ③工事業業者選定

兵庫県に登録された住宅改修業者の情報をひょうご住まいサポートセンターHP等から検索できます。信頼できる工事業業者選びの参考としてください。

### — リフォーム心得七箇条 —

- ・計画的なリフォームを(思いつきで工事を頼まない)
- ・訪問業者には要注意
- ・工事業業者選びは慎重に
- ・相見積もりが原則(複数の見積もりを比較・検討)
- ・大まかで内訳が不明な見積書はダメ
- ・少額の工事でも必ず工事請負契約書を交わす
- ・打ち合わせ記録(メモ)を残す

## テスト&リサーチ

### クリーニング利用時の注意！ ～『出す時』、『受け取る時』に洗濯物の状況確認を～

県内消費生活相談窓口に寄せられたクリーニングに関する相談内容は「穴あき」、「破れ」、「紛失」、「変色」、「しみ」、「伸縮」など様々です。衣類をクリーニングに『出す時』や『受け取る時』の注意点などについてまとめました。

#### 1. 相談事例

##### (1) 婦人セーターに穴があいた事例 ～原因は虫食い～

**事例1** 毛100%の婦人セーターがクリーニングから戻ってきたが、右肩後ろに1cm程の穴があいていた。

**推定  
原因**

マイクロスコープで穴部分を拡大観察(図1)した結果、毛繊維の先端部分に虫が毛繊維をえぐったような食痕(図2)が認められた。虫食いによる穴あきと考えられる。

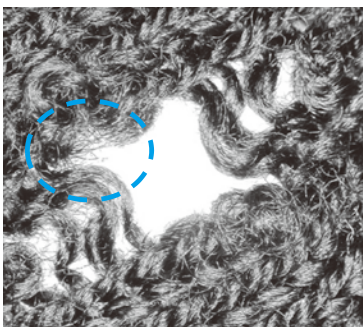


図1. 右肩後ろの穴部分(×20倍)

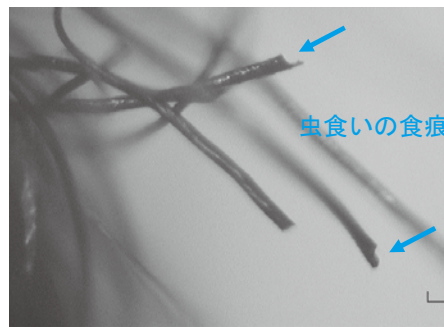


図2. マイクロスコープによる拡大観察(×140倍)

➡ 虫食いがどの時点で発生したかを特定するのは難しく、クリーニング処理により穴が拡大、顕在化することもあります。日頃の衣類の汚れの付着や保管にも注意しましょう。

##### (2) 婦人ブラウスが破れた事例 ～原因は熱による溶融～

**事例2** 3～4回着用したブラウスをクリーニングに出したところ、たて方向に2カ所破れて戻ってきた。クリーニングに出す前には破れはなかった。

**推定  
原因**

苦情品は左袖と左前身頃の下部分の2カ所が5cm程破れていた(図3)。破れた部分をマイクロスコープで観察すると、よこ糸のみが溶融して消失していた(図4)。組成表示からたて糸が綿糸、よこ糸がナイロン糸・ポリウレタン糸の交織の生地で、よこ糸のナイロン糸のみが熱により溶融したと推察された。

※ナイロンの溶融温度は215～220℃

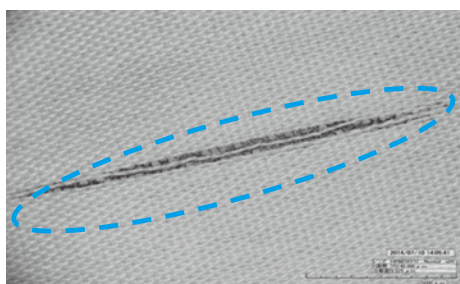


図3. 破れた部分(×20倍)

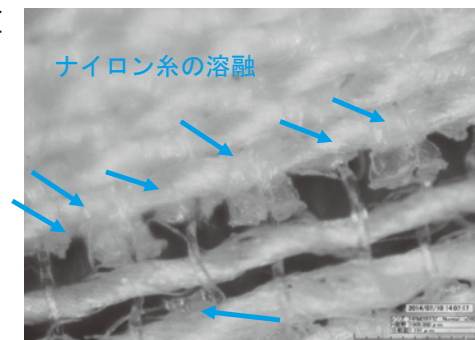


図4. マイクロスコープによる拡大観察(×160倍)

➡ ブラウスの取り扱い絵表示が  [アイロンは160℃を限度とし、中程度の温度(140℃～160℃まで)で当て布をあててかけるのがよい。] であり、高温でアイロンをかけたためナイロン糸が溶融したと思われます。

## 2. クリーニング利用時の注意点

クリーニングに関するトラブルは、消費者側の着用・保管方法や衣料品メーカーの衣類の生地・副素材・加工・企画設計、クリーニング技術等様々な要因が複合しているため、原因の特定が難しく、解決困難な場合があります。衣類をクリーニングに『出す時』、『受け取る時』にはクリーニング店の受付者と一緒に洗濯物の状況を確認することが最も大切です。また、次のことにも注意しましょう。

### 『出す時』

- スーツ等の上下品、フードやベルトなどのセット品は一緒にクリーニングに出しましょう。
- シミや気になる汚れなどを伝え、洗濯物の処理方法を尋ねましょう。
- 衣料品名、数量、付属品の有無、仕上がり日を確認し、必ず預り証を受け取りましょう。

### 『受け取る時』

- ポリ袋・ポリカバーをはずして仕上がり等をすぐに確認しましょう。

クリーニング事故賠償基準※では、消費者が洗濯物を受け取ってから6カ月を経過した時、またはクリーニング業者が洗濯物を受け取ってから1年を経過した時には、クリーニング業者は賠償責任を免れることになっています。

### 『収納する時』

- ポリ袋・ポリカバーから出し暗所に収納しましょう。袋に入れたまま保管すると、変色やカビの原因になります。
- ドライクリーニング後、石油のような臭いがする時は風通しをよくして臭いを飛ばしましょう。特にスキーウェアや合成皮革のような厚地の素材や、肩パッド部分など乾きにくいものはクリーニング後すぐに着用すると、化学やけどを起こすこともあります。

### 『クリーニングトラブルが発生した時』

- クリーニングの仕上がりに納得できない時はすぐにクリーニング店に申し出て、やり直しや他の処理方法の提案を求めましょう。
- やり直しても戻せないなどトラブルが生じた場合、クリーニング店に原因について調査を依頼し、説明を求めましょう。
- クリーニング店に責任がある場合はクリーニング事故賠償基準※に準じて話し合いましょう。

### ※【クリーニング事故賠償基準とは】

扱った洗濯物に対してクリーニング店が賠償責任を負う際に、公平・効率的に被害救済を図るための業界の自主基準で、賠償額の算定方式や特例、賠償額の減額などを定めている。

公益社団法人全国生活衛生営業指導センターの登録店(Sマーク店)と全国クリーニング生活衛生同業組合連合会加盟店(LDマーク店)では原則この基準に基づいて対応することになっている。



S マーク



LD マーク

## くらしに関する相談は…

## ●消費者ホットライン● 0570-064-370

(お近くにある相談窓口へつながります)

### ●市町の相談窓口●

|                |              |
|----------------|--------------|
| 神戸市生活情報センター    | 078-371-1221 |
| 尼崎市消費生活センター    | 06-6438-0999 |
| 西宮市消費生活センター    | 0798-64-0999 |
| 芦屋市消費生活センター    | 0797-38-2034 |
| 伊丹市消費生活センター    | 072-775-1298 |
| 宝塚市消費生活センター    | 0797-81-0999 |
| 川西市消費生活センター    | 072-740-1167 |
| 三田市消費生活相談センター  | 079-559-5059 |
| 猪名川町消費生活相談コーナー | 072-766-1110 |
| あかし消費生活センター    | 078-912-0999 |
| 加古川市消費生活センター   | 079-427-9179 |
| 高砂市消費生活センター    | 079-443-9078 |
| 稲美町消費生活相談窓口    | 079-492-9151 |
| 播磨町消費生活相談コーナー  | 079-435-1999 |

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| 西脇市消費生活センター                      | 0795-22-3111 |
| 三木市消費生活センター                      | 0794-82-2000 |
| 小野市消費生活相談コーナー                    | 0794-63-1000 |
| 加西市消費生活相談窓口                      | 0790-42-8739 |
| 加東市消費生活相談窓口                      | 0795-43-0502 |
| 多可町消費生活センター                      | 0795-32-4777 |
| 姫路市消費生活センター                      | 079-221-2110 |
| 神河町役場住民生活課                       | 0790-34-0963 |
| 市川町住民税務課                         | 0790-26-1011 |
| 神崎郡消費生活中核センター<br>(福岡町立生活科学センター内) | 0790-22-4977 |
| 相生市消費生活センター                      | 0791-23-7130 |
| たつの市消費生活センター                     | 0791-64-3250 |
| 赤穂市消費生活センター                      | 0791-43-7067 |
| 宍粟市消費生活センター                      | 0790-63-2225 |

|               |              |
|---------------|--------------|
| 太子町生活福祉部生活環境課 | 079-277-1015 |
| 上郡町消費生活相談窓口   | 0791-52-1115 |
| 佐用町消費生活センター   | 0790-82-0670 |
| 豊岡市くらしの相談室    | 0796-21-9001 |
| 養父市消費生活相談窓口   | 079-662-3170 |
| 朝来市消費生活相談窓口   | 079-672-6121 |
| 香美町消費生活相談窓口   | 0796-36-1941 |
| 新温泉町消費生活相談室   | 0796-92-1131 |
| たじま消費者ホットライン  | 0796-23-1999 |
| 篠山市消費生活センター   | 079-552-1186 |
| 丹波市消費生活センター   | 0795-82-1532 |
| 洲本市消費生活センター   | 0799-22-2580 |
| 南あわじ市消費生活センター | 0799-43-5099 |
| 淡路市消費生活センター   | 0799-64-0999 |

### ●県の相談窓口●

|               |              |
|---------------|--------------|
| 生活科学総合センター    | 078-303-0999 |
| 東播磨消費生活センター   | 079-424-0999 |
| 中播磨消費生活創造センター | 079-281-0993 |
| 西播磨消費生活センター   | 0791-58-0993 |

|            |              |
|------------|--------------|
| 但馬消費生活センター | 0796-23-0999 |
| 丹波消費生活センター | 0795-72-0999 |
| 淡路消費生活センター | 0799-23-0993 |

- 生活科学総合センターホームページもご覧下さい。

(<http://www6.ocn.ne.jp/~seiken/>)

- Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファックスでも! E-mail:seikatsukagakusogo@pref.hyogo.lg.jp

FAX: 078-302-4002

**Aらいふ**

No.149 平成26年9月30日発行

兵庫県生活科学総合センター  
研修広報部 企画研修課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

**☎ (078) 302-4000**

26企②-020A4